

佐賀県予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月九日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十六号

佐賀県予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第五百二十二条第一項第三号及び第四項第二号の規定に基づき、佐賀県予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(令第五百二十二条第一項第三号の条例で定める法人)

第二条 令第五百二十二条第一項第三号の条例で定める法人は、県又は県及び一若しくは二以上の同項第二号に掲げる法人(同条第二項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

(令第五百二十二条第四項第二号の条例で定める法人)

第三条 令第五百二十二条第四項第二号の条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条又は第三条に規定する法人についての地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の第三項の規定による書類の作成及び議会への提出は、この条例の施行の日前に終了した直近の事業年度分の決算に関する書類から行うものとする。